③【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
⑵【その他】
２【四半期個別財務諸表等】
⑴【四半期個別財務諸表】⑸
①【四半期貸借対照表】
②【四半期損益計算書】
③【四半期キャッシュ・フロー計算書】
④【四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表】
⑵【その他】

（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　四半期報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第４号の３様式に準じて記載すること。
ｂ　この様式（記載上の注意を含む。以下同じ。）は、四半期報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）が認定設置運営事業者（株式会社に限る。）である場合について示したものであり、認定設置運営事業者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第１項に規定する持分会社をいう。）に限る。）の場合及び認定施設供用事業者の場合については、これに準じて記載すること。
⑵　事業の内容
当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。⑶ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。
⑶　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ａ　当四半期連結累計期間における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。
ｂ　事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。
ｃ　当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業者数に著しい増加又は減少があった場合には、業務区分に関連付けて、その事情及び内容。
⑷　四半期連結財務諸表
別記第26号様式から別記第30号様式までにより四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成すること。
⑸　四半期個別財務諸表
別記第22号様式から別記第25号様式までにより四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を、別記第14号様式により四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表を作成すること。